

12月4日、参院本会議において「労働者協同組合法」(労働法)が全会一致で成立した。私にとっても待ちに待った法案の成立である。

早速私は「法案概要」を取り出して「第一・目的」と「第二・労働者協同組合」に目を通し、この労働法の根本に「協同労働」という概念が示唆されていることを見て取った。
具体的には、①組合員による出資、②組合員の意見が反映された事業の遂行、③組合員自らが事業に従事することを基本原理とし、多様な就労の機会を創り出す、④地域における多様な希望・要求(需要)に応じ

労協法の成立

論点



明治大学名誉教授 中川雄一郎

なかがわ ゆういちろう 1946年静岡県生まれ。明治大学名誉教授。元日本協同組合学会会長、ロバート・オウエン協会会長、著書「協同組合のkommen・センス」「協同組合は「未来の創造者」になれるか」(編著)などがある。

協同の可能性共有を

た事業を行う、⑤持続可能で活力ある地域社会の実現に資する一である。なお、労働法は届け出れば設立できる「準則主義」であることも付け加えておく。

役割一層重要に
この法案概要を見て、私は1999年11月に開かれた「労働者協同組合研究国際フォーラム」での日本労働者協同組合連合会の元

理事長、故・菅野正純氏の報告を思い起こした。
「協同の新しい可能性に向かつて」と題した報告で、菅野氏は次のように提起した。①協同労働は雇用労働に代わる選択肢である

提議し、ボランティアや利用者と共に組合員が協同する協同組合、ハンディキャップを持つ人も組合員となつて、労働する主人公になつていく協同組合を目指す④若者たちが人々の共感の中

②この選択を保障する社会制度を創り出すことへの必要性③21世紀を目前にして、労働は組合員の利益のみならず、地域コミュニティと社会全体の利益を追求する「21世紀協同組合」としての「新しいワイヤー」の法制度を

自分らしい仕事を見たい、自分らしい人生を切り開いていくことへの援助が、これからの時代には重要な課題として労働に求められるだろう。

菅野氏はその「労働アイデンティティ」をヘーゲル哲学の「自立した個人は社会で生きる自覚を意欲する」人々相互の「承認の必要性」を借りて言えば、人々にとって「労働に対する使命」に対応する「新しい労働財政のあり方」を追求していく。それは、「組合員の営々たる労働のなかで作られた剰余金、就労創出の積立金、福祉基金、それに教育基金」を組合員だけでなく、地域の他の人々も利用できる「新たな仕事起し」を実践する連帯「支援資金」となるだろう。

と明記。非営利の組織であることと明確にするため出資配当は認めない。組合員とは労働契約の締結を義務づけ、最低賃金などが守られるようにした。

「労働者本位」へ
菅野氏の「労働アイデンティティ」をヘーゲル哲学の「自立した個人は社会で生きる自覚を意欲する」人々相互の「承認の必要性」を借りて言えば、人々にとって「労働に対する使命」に対応する「新しい労働財政のあり方」を追求していく。それは、「組合員の営々たる労働のなかで作られた剰余金、就労創出の積立金、福祉基金、それに教育基金」を組合員だけでなく、地域の他の人々も利用できる「新たな仕事起し」を実践する連帯「支援資金」となるだろう。

自立した労働者協同組合に

働く人が自ら出資し、事業の運営に携わる協同労働という仕組みの組織に、「労働者協同組合(労働者協同組合)が先導的な役割を担う新法」だ。各組織の経営力が問われる。協同労働は訪問介護や学童保育、農産物加工品の販売などに広がっている。法人化で信用が高まり、活動

しやすくなる利点がある。課題は採算を十分考え安定的に活動を継続できるようにすることだ。各組織の経営力が問われる。協同労働は訪問介護や学童保育、農産物加工品の販売などに広がっている。法人化で信用が高まり、活動

WINK

海外でも労働者自身が運営に参画する協同組合が設立されている。例えば英国では福祉、教育、食品販売、農業など多様な分野で組合が活動する。しかし、行政からの受託事業に依存している場合は仕事量が政策に左右されるといった問題も指摘される。販路の開拓や組織の管理能力の向上を迫られている。

日本の協同労働もこうした課題は同じだ。個々の組合員が職業能力や専門性を高め、需要を振り起こす力を養いたい。役員は新事業を絶えず練っておくべき。最低賃金以上を継続的に支払えるだけの堅実な運営が求められる。労働には働き方の多様化を一段と促すという意義もある。経営力のある自立した組織として、地域に貢献してもらいたい。

2020年12月4日

労働者協同組合法の成立に当たって

立憲民主党

企業・団体交流委員長 近藤 昭一

本日、参議院本会議において労働者協同組合法案が可決、成立しました。

格差が拡大し、市場万能主義がまかり通っている今こそ、人間らしい生活やコミュニティの再生による地域社会づくり、食の安全や自給率の向上などが重要になってきます。そして、その課題解決には、協同労働の考え方が極めて重要になっています。

法案の成立により、「協同労働」という働き方を通じて、地域課題の解決に取り組み、多様な就労の機会を創り、働く仲間や事業・運動に関わる人びとが自分らしく、主体的に働き、暮らすことができる社会の実現をめざす労働者協同組合活動の礎がようやくできました。地域を活性化し、持続可能で豊かな地域づくりのために、労働者協同組合のさらなる発展が必要です。

立憲民主党は、綱領で「一人ひとりが個人として尊重され、多様な価値観や生き方を認め、互いに支え合いつつ、すべての人に居場所と出番のある共生社会」や、「公平に開かれた市場の中で、目先の効率性だけにとらわれずに、人を幸せにする経済」を実現することをめざしています。これらはまさに、自主的で開かれた組合員制、組合員による民主的な管理、自主・自立、地域社会への関わりなど、協同組合原則の考え方に相通じるものがあります。

立憲民主党は、格差を是正し、「連帯と相互扶助」が重視され、国民が安心・安全に暮らせる社会づくりをめざし、一人ひとりの生活を大切にする温かい社会をつくるために、今後も協同労働と労働者協同組合を支援して参ります。

以 上

2020年12月04日

労働者協同組合法案の可決・成立に対する談話

日本労働組合総連合会
事務局長 相原 康伸

1. 労働契約締結の義務づけと労働関係法規の適用明確化

12月4日、労働者協同組合法案が、参議院本会議において与野党の賛成多数で可決・成立した。同法案は、組合員が出資し、意見を反映して事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする労働者協同組合の枠組を法的に整備しようとする議員立法である。労働者協同組合には、代表理事、専任理事および監事以外の組合員との間で労働契約を締結することが義務づけられ、組合員に労働関係法規が適用されることが明確化された。

2. 労働関係法規が適用されるとの立法者意思が示されたことは重要

同法の立法化の過程においては、組合員の労働者としての権利の保障が論点となってきた。近年、労働者協同組合と同様の原理を有する企業組合の組合員について、出資し、運営し、働き、共同で事業を行っていたことを理由として、労基法上の労働者に該当しないとする裁判所の判断が示されたこともあり、労働者協同組合の組合員の労働者性も否定されかねないとの懸念があった。この点について、国会審議において、労働者に該当するかどうかは個別事案の具体的実態に応じて判断されるとしつつ、一般的には労働契約を締結した組合員全員に労働関係法規が完全に適用されるとの立法者意思が示されたことは重要である。

3. 連合は、働く者の権利を守る立場で意見反映に努める

今後は法律の施行に向けて、厚生労働省令および指針の議論が労働政策審議会において行われることとなる。剰余金の配当や民主的な組織運営のあり方など、国会審議で指摘された課題や問題点について議論を尽くすとともに、法施行後は法の目的と立法者意思を踏まえた適正な運用を徹底することが求められる。連合は、働く者の権利が守られるようにするとともに、労働者協同組合が不当に悪用されることなく、地域社会と働く者にとって意義のあるものとなるよう、意見反映に努める。

以上

労働者協同組合とは

労働者協同組合とは、労働者協同組合法（令和2年法律第78号）に基づいて設立された法人で、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織です。

※労働者協同組合法は、一部を除き、公布後2年以内の政令で定める日から施行することとされています。施行に向けて必要な情報等について、今後本ページにてお知らせいたします。

[ページの先頭へ戻る](#)

組合の基本原理その他の基準及び運営の原則

1. 労働者協同組合（以下「組合」という。）は、次に掲げる基本原則に従い事業が行われることを通じて、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とするものでなければならないこと。

- （1）組合員が出資すること
- （2）その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること
- （3）組合員が組合の行う事業に従事すること

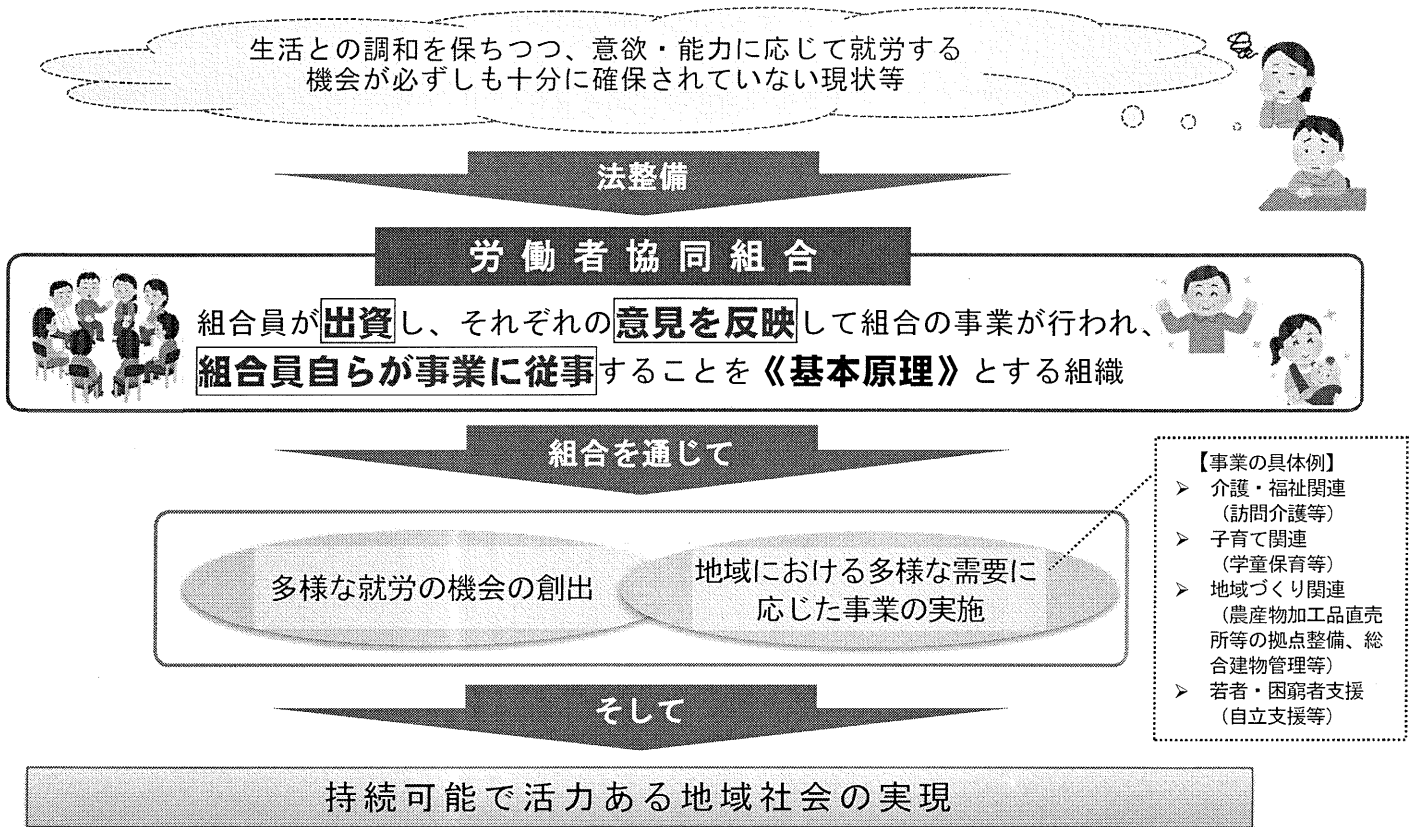
2. 組合は、1のほか、次に掲げる要件を備えなければならないこと。

- （1）組合員が任意に加入し、又は脱退することができること
- （2）組合とその行う事業に従事する組合員との間で労働契約を締結すること
- （3）組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること
- （4）組合との間で労働契約を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数を保有すること
- （5）剰余金の配当は、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行うこと

3. 組合は、営利を目的としてその事業を行ってはならないこと

4. 組合は、特定の政党のために利用してはならないこと

労働者協同組合法について



1 法制化の必要性

- 持続可能で活力ある地域社会を実現するため、
出資・意見反映・労働が一体となった組織であって、地域に貢献し、地域課題を解決するための非営利の法人を、簡便に設立できる制度が求められている。
- 現行法上、このような性質を備えた法人形態は存在しないため、新たな法人形態を法制化する必要がある。

	企業組合	NPO法人	労働者協同組合
出資	○	×	○
設立	認可主義	認証主義	準則主義

2 労働者協同組合法のポイント

- 組合の基本原理に基づき、組合員は、加入に際し出資をし、組合の事業に従事する者とする。
- 出資配当は認めない（非営利性）。剰余金の配当は、従事分量による。
- 組合は、組合員と労働契約を締結する（組合による労働法規の遵守）。
- その他、定款、役員等（理事、監事・組合員監査会）、総会、行政庁による監督、企業組合又はNPO法人からの組織変更、検討条項（施行後5年）等に関する規定を置く。